

## 問 B05

P 6 4

公立学校の校務に関する以下の内容うち【正しいもの】をすべて選び、チェックしなさい。

## 選択肢

- 1 . 校務分掌とは学校の仕事を協力して行う組織分担のことで、教務部や生徒指導部、研究・研修部、情報教育部などあり、**教育委員会**が校長と協議して定めている。
- 2 . 研究主任や教科主任は、教育基本法で任命が義務づけられている。
- 3 . 指導要録や出席簿は一定期間、学校に保存の義務づけられている公文書である。
- 4 . 通知票は児童生徒の学校生活の様子を保護者に伝えるため発行が義務づけられている。

答え 3

## 解説

校務分掌 校長が教職員に校務を分担させ、処理させること B 2 0 (2001)

例：進路、教務、生徒、保健、研修・・・

## 学校教育法施行規則 第1章総則 第三節 管理〔学校備付表簿〕 第十五条

学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 一 学校に関係のある法令
- 二 学則、**日課表**、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び**学校日誌**
- 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- 四 **指導要録**、その写し及び抄本並びに**出席簿**及び健康診断に関する表簿
- 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- 七 往復文書処理簿

前項の表簿（第十二条の三第二項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、**五年間**、これを保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、**二十年間**とする。